

◎ 年金に関するご相談の際における、ご本人確認等について

1. 当共済組合本部等の年金相談窓口でご質問・ご相談をされるとき

年金相談窓口においでになる方	年金相談窓口にお持ちいただく書類等	
本人	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 当共済組合が送付した年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む。）が確認できる書類</p> <p>※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書など</p>
	証明書等の（再）交付を依頼されるとき *1,2	<p>ロ 公的機関が発行した身分証明書（写真付き又は写真付きでない場合は2つ以上）</p> <p>※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p>
家族 （配偶者及び三親等以内の親族）	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 当共済組合が送付した年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む。）が確認できる書類</p> <p>※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書など</p>
	証明書等の（再）交付を依頼されるとき *1,2	<p>ロ 公的機関が発行したご家族の身分証明書（写真付き又は写真付きでない場合は2つ以上）</p> <p>※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p> <p>ハ 本人の委任状</p>
法定代理人 （成年後見人・保佐人・補助人）	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 当共済組合が送付した年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む。）が確認できる書類</p> <p>※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書など</p> <p>ロ 公的機関の発行した法定代理人の身分証明書（写真付き又は写真付きでない場合は2つ以上）</p> <p>※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p>
	証明書等の（再）交付を依頼されるとき *1,2	<p>ハ 登記事項証明書若しくは家庭裁判所の審判書及び確定証明書</p> <p>※ 保佐人又は補助人の場合は、財産管理に関する代理権が与えられていることが確認できる書類も必要です。</p> <p>※ 当共済組合に法定代理人として登録されている場合は、登記事項証明書等は必要ありません。</p>

任意代理人	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 当共済組合が送付した年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む）が確認できる書類</p> <p>※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書など</p> <p>ロ 公的機関の発行した任意代理人の身分証明書（写真付き又は写真付きでない場合は2つ以上）</p> <p>※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p>
	証明書等の（再）交付を依頼されるとき *1,2	<p>ハ 本人の委任状</p> <p>※本人が介護施設等に入所し、かつ認知症等のため、委任状を作成できない場合で、介護施設等の職員等がご質問・ご相談をされるとき又は証明書等の（再）交付を依頼されるときには、以下の書類をご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の職員等であることが確認できる身分証明書 ・認知症等である旨が記載された介護施設等の代表者名のある文書

* 1 証明書等の（再）交付は、当日交付、又は後日、当共済組合に登録されているご本人の住所（又は、ご家族、法定代理人、任意代理人の住所）宛て郵送します。

* 2 年金相談窓口では、以下の証明書等の（再）交付申請を受け付けています。

- ・源泉徴収票
- ・年金加入期間確認通知書
- ・扶養親族等申告書
- ・改定通知書
- ・送金案内書
- ・年金証明書
- ・支給状態証明書

2. 文書でご質問・ご相談をされるとき

文書を出される方	相談文書に記載及び同封していただきたいもの	
本人	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 文書に年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所、連絡先を記載してください。</p> <p>ロ 当共済組合が送付した年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)が確認できる書類の写し ※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書などの写し</p>
	証明書等の(再)交付を依頼される時 *	
家族 (配偶者及び三親等以内の親族)	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 文書に本人の年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所を記載してください。</p> <p>ロ 当共済組合が送付した本人の年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)が確認できる書類の写し ※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書などの写し</p> <p>ハ 文書にご家族の氏名、続柄、本人が直接ご質問・ご相談できない理由、住所、連絡先を記載してください。</p> <p>ニ 公的機関の発行したご家族の身分証明書の写し ※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p> <p>ホ 本人の委任状</p>
	証明書等の(再)交付を依頼される時 *	
法定代理人 (成年後見人・保佐人・補助人)	ご質問・ご相談をされるとき	<p>イ 文書に本人の年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所を記載してください。</p> <p>ロ 当共済組合が送付した本人の年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)が確認できる書類の写し ※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書などの写し</p> <p>ハ 文書に法定代理人の氏名、法定代理人の連絡先を記載してください。</p>

	<p>証明書等の（再） 交付を依頼されるとき *</p>	<p>ニ 公的機関の発行した法定代理人の身分証明書の写し ※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p> <p>ホ 登記事項証明書若しくは家庭裁判所の審判書及び確定証明書 ※ 保佐人又は補助人の場合は、財産管理に関する代理権が与えられていることが確認できる書類も必要です。 ※ 当共済組合に法定代理人として登録されている場合は、登記事項証明書等は必要ありません。</p>
<p>任意代理人</p>	<p>ご質問・ご相談をされるとき</p>	<p>イ 文書に本人の年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む）、氏名、生年月日、住所を記載してください。</p> <p>ロ 当共済組合が送付した本人の年金証書記号番号（年金待機者番号又は基礎年金番号を含む）が確認できる書類の写し ※ 年金証書、改定通知書、送金案内書、年金加入期間確認通知書、年金待機者登録通知書などの写し</p> <p>ハ 文書に任意代理人の氏名、本人と任意代理人の関係、本人が直接相談できない理由、任意代理人の住所、任意代理人の連絡先を記載してください。</p>
	<p>証明書等の（再） 交付を依頼されるとき *</p>	<p>ニ 公的機関の発行した任意代理人の身分証明書の写し ※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証 など</p> <p>ホ 本人の委任状 ※本人が介護施設等に入所し、かつ認知症等のため、委任状を作成できない場合で、介護施設等の職員等がご質問・ご相談をされるとき又は証明書等の（再）交付を依頼されるとき ・介護施設等の職員等であることが確認できる身分証明書の写し ・認知症等である旨が記載された施設の代表者名のある文書</p>

* 証明書等の（再）交付は、当共済組合に登録されているご本人の住所（又は、ご家族、法定代理人、任意代理人の住所）宛て郵送します。

3. 電話でご質問・ご相談をされるとき

電話をされる方	個人の年金情報などに関するご質問・ご相談のとき	
本人	本人確認	・年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所
	ご質問・ご相談内容	・年金受領金融機関などはお答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	・当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。
家族 (配偶者及び三親等以内の親族)	本人確認	・年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所 ・電話をされた方の氏名、続柄、本人が直接ご質問・ご相談できない理由、住所、連絡先
	ご質問・ご相談内容	・年金受領金融機関などは、お答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	・当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。
法定代理人 (成年後見人・保佐人・補助人)	本人確認	・年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所 ・電話をされた方(法定代理人)の氏名、連絡先 ※ 当共済組合に法定代理人として登録されている場合に限る。登録されていない場合は、「2. 文書でご質問・ご相談をされるときのお願い」により、ご質問・ご相談をお願いします。
	ご質問・ご相談内容	・年金受領金融機関などは、お答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	・当共済組合に登録されている法定代理人の住所あて郵送します。
上記以外の方	ご質問・ご相談内容	・ご質問・ご相談は、お受けできません。
	証明書等の(再)交付依頼	・ご本人の年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所 ・電話をされた方の氏名、住所、連絡先、ご本人との関係、本人が直接ご質問・ご相談できない理由 ・当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。

4. メールでご質問・ご相談をされるとき

メールを出される方	メールに記載していただくもの	
本人	本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所
	ご質問・ご相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 年金受領金融機関などはお答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	<ul style="list-style-type: none"> 当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。
家族 (配偶者及び三親等以内の親族)	本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所 メールを出された方の氏名、続柄、本人が直接ご質問・ご相談できない理由、住所、連絡先
	ご質問・ご相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 年金受領金融機関などはお答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	<ul style="list-style-type: none"> 当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。
法定代理人 (成年後見人・保佐人・補助人)	本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書記号番号(年金待機者番号又は基礎年金番号を含む)、氏名、生年月日、住所 メールを出された方(法定代理人)の氏名、連絡先 電話をされた方(法定代理人)の氏名、連絡先 ※ 当共済組合に法定代理人として登録されている場合に限る。登録されていない場合は、「2. 文書でご質問・ご相談をされる時のお願い」により、ご質問・ご相談をお願いします。
	ご質問・ご相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 年金受領金融機関などはお答えできません。
	証明書等の(再)交付依頼	<ul style="list-style-type: none"> 当共済組合に登録されているご本人の住所あて郵送します。

委任状

公立学校共済組合 御中

平成 年 月 日 作成

【代理人】

(フリガナ) 氏 名	ⓐ
生 年 月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日
(フリガナ) 住 所	〒 ー
電 話 番 号	
本人との関係	
本人が申請できない理由	
添 付 書 類	該当する添付書類に○印を付けてください。 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・ 健康保険証 等のコピー (写真付でない場合は、2つ以上) その他()

私は上記の者を代理人と定め、以下の内容について委任します。

【委任者(本人：年金受給権者又は年金待機者)】

基礎年金番号	ー	年金コード (年金受給権者のみ)
公立学校共済組合 年金証書記号番号 (年金待機者番号)	ー	
(フリガナ) 氏 名	ⓐ	
生 年 月 日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日	
(フリガナ) 住 所	〒 ー	
電 話 番 号		
委 任 す る 内 容	1. 年金加入期間確認通知書の発行 2. 各種再交付手続きについて 3. 試算書 4. その他()	

委任状作成上の注意点

1. 委任状作成日を記入して下さい。
2. 「代理人」欄は、委任者(本人：年金受給権者)が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、生年月日、住所、電話番号、本人との関係、本人が申請できない理由を記入して下さい。
3. 「委任者」欄は、委任者の基礎年金番号、年金コード(年金受給権者のみ)、公立学校共済組合の年金証書記号番号、氏名(旧姓がある場合を含む)、生年月日、住所、電話番号を記入して下さい。
委任する内容は番号を○で囲んで下さい。その他の場合は()に具体的に記入して下さい。
4. 基礎年金番号か公立学校共済組合の年金証書記号番号かどちらか必ず記入して下さい。
どちらも不明な場合は、公立学校共済組合が発行した改定通知書、年金加入期間確認通知書等をお持ち下さい。お手元にない場合は、事前にお問い合わせ下さい。
5. 代理人が申請される場合は、「添付書類」欄の該当する添付書類に○印を付けて、代理人ご自身の本人確認ができるものの写しを添付して下さい。